

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○包括外部監査契約の締結	(行政経営推進課)	一
○地籍調査事業計画の策定	(地域復興支援課)	二
○国土調査の成果の認証(二件)	(同)	二
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	三
○生活保護法による施術者の指定	(同)	三
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(三件)	(障害福祉課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	四
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(森林整備課)	四
○保安林の指定	(同)	四
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(同)	五
○県道の名称等の変更	(道路課)	六
○道路の区域変更(二件)	(同)	六
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(港湾課)	七
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八
○造成宅地防災区域の指定の解除(二件)	(建築宅地課)	八
○土地改良区の定款変更の認可(二件)	(仙台地方振興事務所)	八
○土地改良区役員の就任の届出	(北部地方振興事務所)	八

ページ

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可(二件) (同) 九
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 九

選挙管理委員会

- 政治団体の届出 一〇
- 政治団体の届出事項の異動届 一〇
- 政治団体の解散届 一一
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分) 一二
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分) 一二
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分) 一三
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分) 一三
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分) 一六
- 資金管理団体の届出 一七
- 資金管理団体の指定取消しの届出 一七

人事委員会

- 人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 一七
- 定期監査結果に対する措置の公表 一七

監査委員

- 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 二八

公安委員会

告 示

- 宮城県告示第三百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。

平成二十六年四月十八日

- 一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
菅 博雄

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払
仙台市青葉区南吉成一丁目十一番地の十六

○宮城県告示第三百八十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十六年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十六年四月十八日

一 調査を行う者の名称及び調査区域
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	調 査 区 域
気仙沼市	南町一丁目の一部六単位区域 本吉町狼の巣の一部一単位区域
白石市	大平森合字内田前等四十五単位区域 大平森合字鶴山等六単位区域 上久保一単位区域 福岡蔵本字下り川一番等八単位区域 福岡蔵本字愛宕山①等二十単位区域 福岡蔵本字愛宕山②一単位区域 郡山等二十九単位区域
大崎市	古川清滝字笹森等十単位区域 古川清滝字逆沢等二単位区域
柴田町	成田字待江等七単位区域 成田字待江等七単位区域（座標変換及び検証測量）
川崎町	大字今宿字上ノ台等四単位区域 大字今宿字葎沢山等三単位区域 大字前川字向鹿区域 大字小野字黒森山等一部三単位区域 大字今宿字岩下山の一部区域 大字今宿字岩下山等四単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
気仙沼市

二 調査を行った時期

平成二十二年度から平成二十四年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市本吉町上川内の一部

五 認証年月日

平成二十六年四月四日

○宮城県告示第三百八十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
石巻市

二 調査を行った時期

平成二十一年度から平成二十五年度まで

三 成果の名称

石巻市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

石巻市水押一丁目、同市水押二丁目、同市水押三丁目

五 認証年月日

平成二十六年四月四日

○宮城県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
名取たにぐちクリニック	名取市杜せきのした二一五〇七	平成二十六年四月一日
せきのした皮フ科	名取市杜せきのした二一五〇八	平成二十六年四月一日
富谷ファミリーメンタルクリニック	黒川郡富谷町上桜木二一三〇六	平成二十六年四月一日
小松こども歯科	黒川郡富谷町明石台二一三二二	平成二十六年四月一日
アイン薬局吉岡店	黒川郡大和町吉岡南第二土地区画事業地区内九十二街区一〇二区	平成二十六年四月一日

○宮城県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
櫻井医院	大崎市岩出山字浦小路十二	平成二十六年二月二十八日

○宮城県告示第三百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術者の名称）	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
光田 守 （みつた接骨院）	仙台市青葉区上杉一〇七一十アーバン上杉一F	平成二十五年十月三十日
佐藤 武志 （ささない整骨院）	登米市豊里町横町百五	平成二十六年三月三日
高橋 健太 （ケンタ整骨院）	登米市佐沼字中江二一七一 中江エクセルB号	平成二十六年三月十八日
佐々木幸一 （ファースト大崎株式会社）	大崎市古川駅前大通六一二二二一	平成二十六年二月二十五日
内海 正 （ファースト大崎株式会社）	大崎市古川駅前大通六一二二二一	平成二十六年二月二十五日

○宮城県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	変更後	氏名（施術者の名称）	施 術 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
吉田 俊弥 （イーグル整骨院中田店サテライト）	吉田 俊弥 （イーグル整骨院中田店）	仙台市太白区中田町字法地外十九一六	仙台市太白区中田町字法地外十九一	平成二十六年三月一日

○宮城県告示第三百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二三〇〇二四七	事業所の名称及び所在地	NPOステッブアツ 栗原市築館字荒田沢 三十八番地一	指定障害福祉サ ービスの種類	就労移行支援	設置者名	特定非営利活 動法人栗原市 障害者就労支 援センター	指定年月日	平成二十六年 四月一日
-------	------------	-------------	----------------------------------	-------------------	--------	------	-------------------------------------	-------	----------------

○宮城県告示第三百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービスマ事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二四〇〇〇九五	事業所の名称及び所在地	えいむ亘理 亘理郡亘理町吉田字 宮前十三一	廃止した指定障害 福祉サービスの種類	就労移行支援	設置者名	社会福祉法人 はらから福祉 会	廃止年月日	平成二十六年 三月三十一日
-------	------------	-------------	-----------------------------	-----------------------	--------	------	-----------------------	-------	------------------

○宮城県告示第三百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービスマ事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二六〇〇一二四	事業所の名称及び所在地	みお七ヶ浜 宮城県七ヶ浜町遠山 五丁目六一四	廃止した指定障害 福祉サービスの種類	就労移行支援	設置者名	社会福祉法人 はらから福祉 会	廃止年月日	平成二十六年 三月三十一日
-------	------------	-------------	------------------------------	-----------------------	--------	------	-----------------------	-------	------------------

○宮城県告示第三百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービスマ事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二三〇〇〇二二	事業所の名称及び所在地	はたまき・手づくり の里 伊具郡丸森町大内字 青葉上百五十四一	廃止した指定障害 福祉サービスの種類	就労移行支援	設置者名	社会福祉法人 はらから福祉 会	廃止年月日	平成二十六年 三月三十一日
-------	------------	-------------	--	-----------------------	--------	------	-----------------------	-------	------------------

○宮城県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安
林の指定をする。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林の所在場所
気仙沼市本吉町天ヶ沢一一の一、一一の一、一五二の二
 - 二 指定の目的
潮害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （次のとおり）は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 宮城県告示第三百九十八号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
- 平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町女川浜字大原四七二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

公共住宅用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町女川浜字大原四六九の一・四七二の一・四七二の三二（以上三筆について次の図

に示す部分に限る。）、四七二の三六、四七二の四四

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

公共住宅用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百九十九号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町女川浜字大原三〇四の四・三一〇・四六九の一・四七二の一・四七二の三二（以上

五筆について次の図に示す部分に限る。）、四七二の三六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

公共住宅用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町字薄平五一、五二、七二の一、一〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇四の五、一〇四の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字薄平五一、七二の一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき認定した県道路線に係る名称等を、次のとおり変更した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県道栗駒衣川線

新旧の別	整理番号	路線名	起	終	重要な経過地	備考
旧	49	栗駒衣川線	栗原市栗駒	岩手県奥州市衣川区	岩手県奥州市衣川区	終点 岩手県奥州市衣川区 重要な経過地 岩手県一関市
新	49	栗駒平泉線	栗原市栗駒	岩手県西磐井郡平泉町	岩手県西磐井郡平泉町	終点 岩手県西磐井郡平泉町 重要な経過地 岩手県一関市

○宮城県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 大島波板線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
気仙沼市波板一八一番一五地先から 同市波板一〇六番地先まで		前 A	後 B	三・〇 九・七	三・〇 九・七	三七二・七	三七二・七	上記 A 及び B は、関係図 面に表示する
後 A	前 B	四・七 三二・六	三二・六	三七二・七	三二二・〇	敷地の区分を いう。		

○宮城県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
気仙沼市波板一〇四番地先から 同市波板三八八番地先まで		前 A	後 B	六・三 一六・六	六・三 一六・六	三七三・七	三七三・七	上記 A 及び B は、関係図 面に表示する
後 A	前 B	七・六 三五・四	三五・四	三七三・七	三五三・〇	敷地の区分を いう。		

○宮城県告示第四百五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十六年四月八日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八十番地十二、同蒲生字町八十八番地二に接する地先公有水面及び同蒲生字町八十八番地二並びに同九十七番地に接する国有海浜地に接する地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位（D・L・プラス一・四八メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑨の地点を直線で結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位（D・L・プラス一・四八メートル）における公有水面と同区蒲生字町九十七番地に隣接する既設防波護岸との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 宮城県仙台市宮城野区（南防波堤外端）に設置されている仙台南防波堤灯台（北緯三八度一五分五秒、東経一四一度〇二分四九秒）から二六八度四三分五〇秒、一六六八・七一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二四五度五六分五七秒六〇・五八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二二一度一四分一七秒一三七・七〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三一度一四分二三秒一・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二二一度一四分一三秒五・五九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二七六度〇八分四一秒一・三・六二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三二度〇八分三秒一・四一メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二七六度〇八分四〇秒一・四八・〇二メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から六五度四九分四二秒三八三・六七メートルの地点

3 面積

四 免許の年月日及び番号

- 平成二十年八月二十一日付け宮城県（港）指令第二号
- 平成二十年十一月十八日付け宮城県（港）指令第三号（工事着手期間の伸長）
- 平成二十三年七月十五日付け宮城県（港）指令第二号（工事竣功期間の伸長）
- 平成二十五年三月十二日付け宮城県（港）指令第四号（工事竣功期間の伸長）

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村

仙台市

○宮城県告示第四百六号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・百四十九号 津波復興拠点連絡線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第二項の規定により、平成二十五年宮城県告示第百三十一号で指定した次の造成宅地防災区域の全部についてその指定を解除する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

白石市緑が丘二丁目一番六十、一番百二十六及び一番百二十一の一部、同市緑が丘一番三、一番四、一番六、一番七、一番八、一番百八十九、一番百九十一、一番二百十一、一番二百十二、一番二百十三、一番二百十九、一番二百二十、一番二十、一番十一、一番十二、一番十三、一番十四、一番二十一、一番二十二、一番二十三、一番二十四、一番二十五、一番二十六、一番二十七、一番二十八、一番二十九、一番三十、一番三十一、一番三十二、一番三十三、一番三十四、一番三十六、一番三十七、一番三十八、一番三十九、一番四十、一番四十一、一番四十二、一番四十三、一番四十四、一番四十五、一番四十六、一番四十七、一番四十八、一番五十三、一番五十四、一番百十五、一番百二十、一番百二十九、一番百四十一、一番百四十三、一番百四十四、一番百四十五、一番百四十七、一番百四十八、一番百四十九、一番百五十、一番百五十四及び一番百五十五並びに一番二、一番一、一番二、一番九、一番百三十九及び一番百四十六の各一部

○宮城県告示第四百八号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第二項の規定により、平成二十五年宮城県告示第百三十号で指定した次の造成宅地防災区域の全部についてその指定を解除する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

白石市郡山字虎子沢山二番五十八、二番五十九、二番六十、二番六十二、二番六十三、二番六十四、二番六十五、二番六十六、二番六十七、二番八十二、二番八十三、二番八十四、二番八十五、二番八十六、二番八十八、二番九十、二番九十二、二番九十四、二番九十六、二番九十八、二番九十九、二番百、二番百一、二番百二、二番百三、二番百四、二番百五、二番百六、二番百七、二番百八、二番百九、二番百十、二番百十六、二番百十七、二番百十八、二番百二十九、二番百三十二及び二番百三十三並びに二番十三、二番五十五、二番五十六及び二番五十七の各一部

○宮城県告示第四百九号

巨理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月十八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 大 内 仁

○宮城県告示第四百十号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月十八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 大 内 仁

○宮城県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年四月一日	照井 節雄	加美郡加美町下狼塚字松原三十六番地	理事
平成二十六年四月一日	田中 善章	大崎市三本木新沼字南野土四十二番地	理事
平成二十六年四月一日	木村 敬悦	大崎市三本木蒜袋字塚田百六番地	理事
平成二十六年四月一日	佐藤 健	加美郡加美町四日市場字岡の内七番地	理事
平成二十六年四月一日	今野 啓司	大崎市古川中沢字高道十七番地	理事
平成二十六年四月一日	森田 和男	加美郡加美町字岡町八番地	理事
平成二十六年四月一日	中山 茂穂	大崎市三本木字町浦四十一番地二	理事
平成二十六年四月一日	早坂 徳博	大崎市古川新沼字行人堰北三十七番地	理事
平成二十六年四月一日	佐藤 勇幸	加美郡加美町菜切谷字屋敷十九番地	理事
平成二十六年四月一日	久本 徳衛	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	理事
平成二十六年四月一日	今野 時男	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
平成二十六年四月一日	鈴木 文英	大崎市三本木桑折字多高田三十一番地	理事
平成二十六年四月一日	佐藤 信藏	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理事
平成二十六年四月一日	佐藤 徳男	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	理事
平成二十六年四月一日	氷室 勝好	大崎市松山長尾字大天場西九十九番地	理事
平成二十六年四月一日	佐藤 秀雄	加美郡加美町羽場字屋敷四十九番地	理事
平成二十六年四月一日	横山 廣	大崎市三本木新沼字高原二十五番地	理事
平成二十六年四月一日	加藤 康記	大崎市三本木上伊場野字熊野堂二十五番地	理事
平成二十六年四月一日	入野田 勇吉	大崎市松山下伊場野字志引二十一番地	理事

平成二十六年四月一日

小 只 宗一郎

大崎市松山金谷字亀井九十三番地一

監 事

○宮城県告示第四百十二号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

○宮城県告示第四百十三号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
岩沼市押分字新筒下六番一、七番一、八番、九番一、五十六番、五十七番、五十七番一、五十八番、五十九番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十二番一、七十二番二、七十三番一、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十一番一、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

百二十一番二及び百二十二番並びに十番一、五十三番、五十四番、五十五番、五十五番一、七十三番、七十四番及び七十五番の各一部並びに九番一、地先の道の一部並びに六番一、五十六番、六十九番、七十番及び百十九番地先の水並びに十番一及び七十三番一地先の水の各一部

岩沼市

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県郡利府町森郷字新川向十四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県郡利府町森郷字新川向十四番一

株式会社アンソレイエ

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

角野達也後援会 日比野淳之 園田 富三 仙台市太白区長町三丁目八一二七 平成二十六年三月七日

昆野幸裕後援会 菅原 勝一 昆野 羊子 気仙沼市田尻沢一六六 平成二十六年三月十三日

しが勝利後援会 志賀 勝利 志賀 勝 塩竈市舟入一―五―四〇 平成二十六年三月二十五日

しかま英夫後援会 小室袈裟雄 穴戸 勇男 白石市小原字西二五―一 平成二十六年三月二十五日

鈴木高行後援会 鈴木 高行 鈴木 高行 亘理郡亘理町吉田字流一六一七 平成二十六年三月二十五日

日本共産党若林区後援会 安積 克子 庄司 もと 仙台市若林区南鍛冶町七九 平成二十六年三月二十四日

渡辺まこと後援会 渡辺 辰雄 渡辺 一郎 角田市鳩原字瀬ノ木橋四一 平成二十六年三月十八日

○宮選管告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党一迫支部 主たる事務所 栗原市一迫嶋小原 栗原市一迫真坂上川 平成二十六年三月二十八日

の氏名 原四七

代表者 門傳 英慈 小山 智正

自由民主党白石市支部 会計責任者 永倉 敏明 佐久間 薦 平成二十六年三月二十七日

の氏名

自由民主党田尻支部 会計責任者 石澤 綾夫 佐々木慶悦 平成二十六年三月二十八日

の氏名

自由民主党豊里支部 会計責任者 浅野 豊見 豊澤 啓司 平成二十六年三月十四日

の氏名

自由民主党宮城県食育流通支部 主たる事務所 仙台市宮城野区榴ヶ岡 仙台市宮城野区榴ヶ岡 平成二十六年三月六日

の氏名 岡三丁目四一―一六 三一四―一三

みんなの党亘理町議会第1支部 会計責任者 鈴木 洋子 鈴木 健人 平成二十六年三月三十一日

の氏名

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

赤間しづ江後援会 代表者 渡辺 要治 渡辺 運次 平成二十六年三月二十六日

の氏名

の氏名 大沼美枝子 大沼 壽

あべとしき後援会	の氏名	青柳 宏太	山根 茂樹	平成二十六年三月二十五日
今川悟後援会	の氏名	今川悟を応援する会	今川悟後援会	平成二十六年三月五日
及川ともよし後援会	の氏名	本多 三郎	及川 智善	平成二十六年三月二十五日
大久保三代連合後援会	の氏名	石巻市中里七一一〇	石巻市渡波下榎壇三七一〇	平成二十六年三月二十八日
小野寺俊朗後援会	の氏名	矢倉 尚典	吉川由香里	平成二十六年三月五日
ガイア21の会	の氏名	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	平成二十六年三月十九日
菊地恵一後援会	の氏名	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	平成二十六年三月十九日
きくち文博連合後援会	の氏名	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	平成二十六年三月十九日
木村ただよし後援会	の氏名	阿部あけみ	平塚 武勝	平成二十六年三月二十日
栗原市を考える会	の氏名	佐々木 学	渡辺 綾夫	平成二十六年二月二十一日
幸福実現党宮城北後援会	の氏名	小野 彦治	松島 崇	平成二十六年三月二十六日
後藤錦信後援会	の氏名	高橋 信宏	高橋 一壽	平成二十六年三月十九日
今野たかよし後援会	の氏名	村田 恭治	笹原 伸介	平成二十六年三月十八日
佐々木嘉郎政策研究会	の氏名	佐々木嘉郎	小野寺昭三	平成二十六年三月七日
佐藤仁一連合後援会	の氏名	遠澤 啓子	小原 茂	平成二十六年三月三日
佐藤達也後援会	の氏名	山口 信行	遠藤 雅信	平成二十六年三月二十六日
さとう弘樹後援会	の氏名	佐藤 克己	渡辺 勝	平成二十六年三月三十一日
佐藤門哉後援会	の氏名	佐藤 良子	佐々木菊治	平成二十六年三月三十一日
塩釜歯科医師連盟	の氏名	阿部 依弘	佐々木元樹	平成二十六年三月十三日
白石から政治と平和を考える会	の氏名	佐々木辰哉	佐藤 浩悦	平成二十六年三月二十六日
鈴木ようこ後援会	の氏名	佐藤 隆	佐々木辰哉	平成二十六年三月二十六日
仙台みどりと風の会	の氏名	鈴木 努	鈴木 健人	平成二十六年三月三十一日
仙南政治研究会	の氏名	鈴木 洋子	鈴木 健人	平成二十六年三月三十一日
高橋正俊後援会	の氏名	奥山恵美子	小関 忠夫	平成二十六年三月十一日
高橋力雄後援会	の氏名	小野 将美	永久保圭太	平成二十六年三月二十七日
高橋わたる後援会	の氏名	佐藤 友理	中川 晴夫	平成二十六年三月十九日
千葉慶人後援会	の氏名	加藤 泰彦	中野 由正	平成二十六年三月十一日
日本共産党泉区後援会	の氏名	河村 英孝	加藤 泰彦	平成二十六年三月十一日
日本共産党福島かずえ後援会	の氏名	栗原市築館字下宮野八ツ又沢六一三	栗原市築館字下宮野八ツ又沢一〇一一	平成二十六年三月十日
日本共産党横田有史後援会	の氏名	高橋 良男	市川 文雄	平成二十六年三月十日
沼倉けいすけ後援会	の氏名	齊藤 孝一	青木 清	平成二十六年三月二十六日
羽川よしとみ後援会	の氏名	佐藤 潔	米倉 典男	平成二十六年三月二十日
羽倉けいすけ後援会	の氏名	伊藤 貞夫	遠山 鼎	平成二十六年三月二十日
日本共産党横田有史後援会	の氏名	佐藤 孝三	井上 晶夫	平成二十六年三月十七日
沼倉けいすけ後援会	の氏名	小野 廣	一條 幸雄	平成二十六年三月二十四日
羽川よしとみ後援会	の氏名	羽川 美芳	菅野 歩	平成二十六年三月二十七日

はじめ会（浅野元後援会）	代表者 浅野 衛	笠原 憲一	平成二十六年三月二十五日
みやぎ政経交流懇話会	会計責任者 中山 久美	佐藤 久美	平成二十六年三月十九日
村井よしひろを支援する大崎の会	主たる事務所の所在地 大崎市古川穂波八丁目五番二号	大崎市古川三日町一丁目三二八	平成二十六年三月十九日
村上俊一後援会	主たる事務所の所在地 〇一	気仙沼市西中才九九	平成二十六年三月十九日
夢実行市民の会塩竈みなど未来	代表者 勝又 実	渡部 健	平成二十六年三月三日
我妻かおる後援会	会計責任者 阿部 正夫	沼下 清一	平成二十六年三月二十六日
渡辺ひろふみを支える会	代表者 渡辺 博史	伊藤 元實	平成二十六年三月二十八日

○宮選管告示第五十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
 平成二十六年四月十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）	解散年月日
政治団体の名称	代表者の氏名
我妻正弘後援会	稲富 朋博 平成二十六年三月二十四日
尾口慶悦後援会	早坂 義徳 平成二十五年十二月三十一日
奥山えみ子を応援する会	奥山恵美子 平成二十六年三月三日
小野寺金太郎後援会	佐藤隆一郎 平成二十六年三月十日
さいとう正美ハンドインハンドクラブ	石川 達雄 平成二十六年三月十二日
佐々木こうえつ後援会	沼津敬太郎 平成二十六年三月二十五日
佐々木嘉郎政策研究会	佐々木嘉郎 平成二十四年十二月三十一日
佐藤和文後援会	石川 守 平成二十五年十二月三十一日
しが勝利後援会	志賀 勝利 平成二十三年十二月三十一日
しなかま英夫後援会	小室袈裟雄 平成二十二年十二月三十一日
鈴木高行後援会	鈴木 高行 平成二十三年十二月三十一日
丹野のりひこ後援会	千葉 巖 平成二十六年三月二十五日

戸羽芳文後援会	戸羽 芳文	平成二十五年十二月三十一日
長谷川洋一を育てる東根会	渡辺 広志	平成二十六年三月一日
島山光夫後援会	村上 公男	平成二十六年三月十六日
渡辺まこと後援会	渡辺 辰雄	平成二十三年十二月三十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

○宮選管告示第五十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成二十六年四月十八日

（その他の政治団体）

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

しなかま英夫後援会	報告年月日	26. 3. 25 (22. 12. 31解散)
1 収入総額		0
2 支出総額		0
鈴木高行後援会	報告年月日	26. 3. 25 (23. 12. 31解散)
1 収入総額		0
2 支出総額		0
渡辺まこと後援会	報告年月日	26. 3. 17 (23. 12. 31解散)
1 収入総額		0
2 支出総額		0

宮城県選挙管理委員会

平成二十六年四月十八日

委員長 塚 光 輝
政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

しが勝利後援会

報告年月日 26. 3. 25 (23. 12. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

鈴木高行後援会

報告年月日 26. 3. 25 (23. 12. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

渡辺まこと後援会

報告年月日 26. 3. 17 (23. 12. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮城県知事選挙五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年四月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 塚 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

小野寺金太郎後援会

報告年月日 26. 3. 17 (26. 3. 10解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

さいとう正美ハンドインハンドクラブ

報告年月日 26. 3. 12 (26. 3. 12解散)

- 1 収入総額 227,557

前年繰越額 227,528

本年収入額 29

2 支出総額 115,000

3 本年収入の内訳

その他の収入 29

一件十万円未満のもの 29

4 支出の内訳

経常経費 30,000

事務所費 30,000

政治活動費 85,000

組織活動費 85,000

佐々木こうえつ後援会

報告年月日 26. 3. 26 (26. 3. 25解散)

- 1 収入総額 148,942
- 前年繰越額 148,942
- 2 支出総額 0

佐々木嘉郎政策研究会

報告年月日 26. 3. 7 (24. 12. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

佐藤和文後援会

報告年月日 26. 3. 17 (25. 12. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮城県知事選挙五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年四月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

奥山えみ子を応援する会

資金管理団体の届出をした者の氏名 奥山恵美子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市長

報告年月日 26. 2. 17 (26. 3. 3解散)

1 収入総額	15,994,451
前年繰越額	3,719,432
本年収入額	12,275,019
2 支出総額	11,539,289
3 本年収入の内訳	
寄附	12,274,622
個人分	8,274,622
政治団体分	4,000,000
その他の収入	397
一件十万円未満のもの	397
4 支出の内訳	
經常経費	1,039,289
光熱水費	5,979
備品・消耗品費	314,050
事務所費	719,260
政治活動費	10,500,000
選挙関係費	9,500,000
寄附・交付金	1,000,000
5 寄附の内訳	
(個人分)	
加藤 義雄	100,000 仙台市泉区
稲葉 信義	200,000 仙台市泉区
鈴木 忠	500,000 仙台市青葉区
赤井沢孝子	110,000 仙台市太白区
白木 進	500,000 仙台市宮城野区

鈴木 浩二	500,000	仙台市青葉区
菅井 厚志	500,000	仙台市若林区
石井 光二	300,000	仙台市若林区
安井 妙子	100,000	仙台市泉区
安部 紀司	100,000	仙台市青葉区
石田 正彦	100,000	仙台市泉区
小関 忠夫	500,000	仙台市青葉区
深松 努	300,000	仙台市青葉区
門田恵美子	50,000	仙台市宮城野区
伊藤 真	50,000	仙台市若林区
三浦孝一郎	50,000	仙台市泉区
鈴木 隆志	50,000	仙台市若林区
石森 克文	50,000	仙台市宮城野区
熊谷 純智	50,000	仙台市若林区
島貫 文好	50,000	仙台市太白区
及川 史朗	50,000	仙台市泉区
小川 健一	50,000	仙台市太白区
鈴木 由佳	50,000	仙台市青葉区
鈴木 一樹	500,000	仙台市青葉区
橋本 邦久	150,000	仙台市青葉区
橋本紀代子	150,000	仙台市青葉区
佐藤 正基	10,000	仙台市泉区
河合 正広	300,000	仙台市泉区
木本 孝行	300,000	仙台市宮城野区
藤井 キヌ	50,000	仙台市泉区
小島 俊夫	50,000	仙台市青葉区
畠山 幸子	20,000	仙台市青葉区
坪田 忠宏	10,000	仙台市青葉区
齋藤 喜平	200,000	仙台市若林区
奥山恵美子	1,864,492	仙台市太白区
年間五万円以下のもの	360,130	

報 告 書 公 報 報 告 書

(政治団体分)			
仙台市医師連盟	3,000,000	仙台市若林区	政治活動費
仙台市歯科医師連盟	500,000	仙台市青葉区	組織活動費
宮城県不動産政治連盟	200,000	仙台市青葉区	佐々木こうえつ後援会
宮城県歯科医師連盟	300,000	仙台市青葉区	報告年月日 26. 3. 26 (26. 3. 25解散)
(その他の政治団体)			1 収入総額
我妻正弘(後援会)			148,942
報告年月日 26. 3. 25 (26. 3. 24解散)			前年繰越額
1 収入総額	0		148,942
2 支出総額	0		2 支出総額
尾口慶悦(後援会)			115,100
報告年月日 26. 3. 31 (25. 12. 31解散)			3 支出の内訳
1 収入総額	6,302		経常経費
前年繰越額	6,302		50,700
2 支出総額	0		備品・消耗品費
小野寺金太郎(後援会)			8,300
報告年月日 26. 3. 17 (26. 3. 10解散)			事務所費
1 収入総額	0		42,400
2 支出総額	0		政治活動費
さいとう正美(ハンドインハンドクラブ)			64,400
報告年月日 26. 3. 12 (26. 3. 12解散)			組織活動費
1 収入総額	112,579		27,600
前年繰越額	112,557		調査研究費
2 支出総額	22		36,800
3 本年収入の内訳	112,579		佐藤和文(後援会)
その他の収入	22		報告年月日 26. 3. 27 (25. 12. 31解散)
一件十万円未満のもの	22		1 収入総額
4 支出の内訳			0
経常経費	10,000		2 支出総額
事務所費	10,000		0
			丹野のりひこ(後援会)
			報告年月日 26. 3. 27 (26. 3. 25解散)
			1 収入総額
			0
			2 支出総額
			0
			戸羽芳文(後援会)
			報告年月日 26. 3. 13 (25. 12. 31解散)
			1 収入総額
			0
			2 支出総額
			0
			長谷川洋一を育てる東根会
			報告年月日 26. 3. 27 (26. 3. 1解散)
			1 収入総額
			0
			2 支出総額
			0
			島山光夫(後援会)

報告年月日 26. 3. 25 (26. 3. 16解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県選挙区第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年四月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 柴 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)

奥山えみ子を応援する会

資金管理団体の届出をした者の氏名 奥山恵美子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市長

報告年月日 26. 3. 11 (26. 3. 3解散)

1 収入総額 4,455,260

前年繰越額 4,455,162

本年収入額 98

2 支出総額 4,455,260

3 本年収入の内訳

その他の収入 98

一件十万円未満のもの 98

4 支出の内訳

経常経費 500

備品・消耗品費 500

政治活動費 4,454,760

寄附・交付金 4,454,760

(その他の政治団体)

我妻正弘後援会

報告年月日 26. 3. 31 (26. 3. 24解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

小野寺金太郎後援会

報告年月日 26. 3. 17 (26. 3. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

さいとう正美ハンドインハンドクラブ

報告年月日 26. 3. 12 (26. 3. 12解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐々木こうえつ後援会

報告年月日 26. 3. 26 (26. 3. 25解散)

1 収入総額 33,842

前年繰越額 33,842

2 支出総額 32,500

3 支出の内訳

経常経費 32,500

備品・消耗品費 5,000

事務所費 27,500

丹野のりひこ後援会

報告年月日 26. 3. 27 (26. 3. 25解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

長谷川洋一を育てる東根会

報告年月日 26. 3. 27 (26. 3. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

富山光夫後援会

報告年月日 26. 3. 25 (26. 3. 16解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
------------------	-------	-----------	------------	--------	-------

奥山恵美子	仙台市長	仙台みどりと風の会	仙台市太白区長町六一一三―八	奥山恵美子	平成二十六年三月十一日
-------	------	-----------	----------------	-------	-------------

○宮選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の取消しをした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
----------------------	-------	-----------	------------	--------	-------

奥山恵美子	仙台市長	奥山えみ子を応援する会	仙台市太白区長町六一一三―八	奥山恵美子	平成二十六年三月十一日
-------	------	-------------	----------------	-------	-------------

人事委員会

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則十一―二―六十二

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）

則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第二黒川地域行政事務組合の項中

組合事務局	局長 班長
環境衛生センター	所長

を

「組合事務局 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年4月18日

宮城県監査委員	安 部 孝
宮城県監査委員	ゆ さ み ゆ き
宮城県監査委員	遊 佐 勘 左 衛 門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

記

- 1 監査委員の報告日
平成26年2月26日
- 2 通知のあった日
平成26年3月31日
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容
(1) 大河原県税事務所

報 告 書

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 現年度分 120,073,875円 過年度分 392,842,937円 合 計 512,916,812円 <p>・ H23年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 140,621,211円 過年度分 418,627,881円 合 計 559,249,092円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>県税について、以下の主な徴収対策を講じ、収入確保と収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>(イ) 収入未済額の約8割を占める個人住民税については、県税滞納額縮減3か年計画に基づき、管内市町との連携を図り徴収対策を推進していくため、個人住民税徴収対策会議を開催した。更に11月から12月までに実施した宮城一斉滞納整理強化月間では、管内市町村長と県税事務所長の連名による共同催告を実施した。</p> <p>また、管内市町の徴収担当職員のスキルアップを図るため、捜索をテーマに滞納整理研修会を開催したほか、地方税法第48条による直接徴収を実施した。</p> <p>(ロ) 個人住民税以外の税目については、督促状等発送後、速やかな財産調査に努め、差押えによる滞納整理を進めた。</p> <p>特に滞納額が多い自動車税を中心にローラー作戦を実施し、臨戸による徴収、納税指導を行った上、悪質・常習滞納者に対しては、即効性、効果性を考慮しながら自動車や預金口座の差押えを実施した。</p> <p>(2) 仙台北県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 	<p>現年度分 176,395,898円</p> <p>過年度分 424,923,114円</p> <p>合 計 601,319,012円</p> <p>・ H23年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 206,923,994円 過年度分 493,011,084円 合 計 699,935,078円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成25年3月策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、以下の徴収対策を講じ、収入未済の縮減と税収確保に努めた。</p> <p>個人県民税については、管内町村と連携しながら個人住民税徴収対策会議を開催するとともに、地方税法第48条に基づき直接徴収、共同催告や町村職員の徴収技術支援、県税還付金の差押支援、平成25年度からは滞納整理業務改善支援チームを設置し、町村支援のための事業に取り組むこととした。</p> <p>個人県民税以外の税目については、滞納者に対し差押中心の滞納整理を積極的に進めた。預貯金や給与等の債権差押えをはじめ自動車の差押え、捜索による動産はインターネット公売して換価するなど、収入未済額の縮減を図っていく。</p> <p>(3) 塩釜県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 現年度分 132,226,984円 過年度分 376,840,147円 合 計 509,067,131円 <p>・ H23年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 152,376,606円 過年度分 415,527,294円 合 計 567,903,900円 <p>ロ 措置の内容</p>
---	---

櫻 城 公 報

新たに策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」を柱に、「平成25年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関する基本方針」に基づき、収入未済額の更なる縮減を図った。平成24年度決算対比で7%の収入未済額縮減を目標にするとともに、個人県民税を除く税目の差押えの件数を400件として収入確保に努めた。

平成25年12月末現在で、差押件数は自動車の差押件数382件を含む432件と目標値を大きく上回った。また、搜索を含めた財産調査を積極的に行い、財産のない者については処分停止等の措置を講じ、5年時効の発生防止及び未整理事案の解消に努めた。更に、滞納事案検討会を2回開催し、長期滞納者及び大口滞納者に対する対応方針を決定して滞納整理にあたった。

個人県民税については、滞納整理業務改善支援チームによる管内市町への支援を取りまとめたほか、地方税法第48条の規定による直接徴収を実施し、2市から延べ14件を受託し徴収にあたった。また、1市1町と高額滞納者案件の事案検討会を実施するとともに、県市連名による共同催告書を発送した。更に、県税還付金差押えなどの支援に取り組み、滞納額の縮減に努めた。

(4) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額	
現年度分	140,751,780円
過年度分	500,152,426円
合 計	640,904,206円
・H23年度収入未済額	
現年度分	166,733,366円
過年度分	518,781,124円
合 計	685,514,490円

ロ 措置の内容

(イ) 個人県民税について

収入未済額の84%を占める当該県税については、平成25年4月から管内全市町で特別徴収義務者一斉指定による徴収が予定どおり開始された。今後徐々に成果が挙がるものと期待される。また、同年4月に「市町滞納整理業務支援チーム」を所内に設立し、中長期計画(目

標)策定(設定)、滞納整理でニューアル整備の支援及び滞納処分等研修の強化を図った。更に地方税法第48条による徴収を積極的に引き受けながら、滞納整理技術の指導・助言を行い成果が挙がっている。

(ロ) 自動車税について

収入未済額の8%を占める当該県税については、処理件数が多いことから、滞納整理の年間・月間目標を設定し、目標達成のための業務を、毎月開催する班内会議で周知・徹底する等計画的に進めた結果、平成26年2月末現在、当所歴代1位を記録した前年同期の収入率を更に上回るペースとなっているとともに、収入未済額も2月末現在、既に前年度を下回った。

(ハ) その他県税について

現年度課税分については、長期滞納状態にならぬよう督促状発付後速やかに催告や財産調査を実施し滞納処分に備えた。滞納繰越分については、滞納処分を中心とする滞納整理方針とし、差押可能財産の分析・検討を強化に行い、徴収確保、収入未済額の縮減に繋げた。

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額	
現年度分	25,881,241円
過年度分	98,869,811円
合 計	124,751,052円
・H23年度収入未済額	
現年度分	31,604,039円
過年度分	120,487,551円
合 計	152,091,590円

ロ 措置の内容

個人県民税徴収対策は、平成25年度から設置した「市町村滞納整理業務改善支援チーム」で、初めての試みとして、滞納のある特別徴収義務者を対象に、栗原市長と県税事務所長の連名による共同催告書を持参しての訪宅による納税折衝を行った。また、特別徴収推進を図るため大崎地域、栗原地域、登米地域を所管する県税事務所及び同地域の市町で打合せを持ち、今後の取組方針を検討した。栗原市においては、平成25年度に特別徴収義務者の一斉指定を延期した

または指定から外れた事業主に対して、平成26年度から特別徴収義務者に指定する予告書を発送し、当事務所においては、管内税理士に対し、関係する事業所の特別徴収による手続への移行を文書持参により直接働きかけた。

なお、北部県税事務所及び管内市町で構成する北部地区住民税徴収対策会議の事業として、県税・市町税徴収の管理監督者を対象とした滞納整理のマネジメント研修及び徴収担当者を対象に、タイヤロツクの実務研修を行った。

個人県民税を除く徴収対策は、滞納額は前年度を上回らないことのほかに滞納者数の縮減を目標に掲げ、早期の納税折衝、財産調査を心がけた。滞納額の多くを占める自動車については、滞納額、件数ともに前年度から更に縮減できる見込みである。

(6) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 108,721,188円

過年度分 551,863,555円

合 計 660,584,743円

・H23年度収入未済額

現年度分 112,491,803円

過年度分 628,727,614円

合 計 741,219,417円

ロ 措置の内容

平成25年度においては、個人県民税徴収確保対策として特別徴収義務者一斉指定を行うとともに、48条徴収や共同催告などを実施した。

また、自動車税を中心に差押えを強化した。

(イ) 個人住民税特別徴収義務者一斉指定

特別徴収実施率

・石巻市 79.95% (前年度62.89%)

・東松島市 83.04% (前年度65.10%)

・女川町 66.18% (前年度57.84%)

(ロ) 市との連携による共同催告及び48条徴収の実施

・共同催告 東松島市 389件 (前年度0件)

・48条徴収 東松島市 22件 (前年度0件)

(イ) 滞納処分の促進 (H26. 2月未現在)

・自動車の差押促進

実績 467件 (前年度420件)

・タイヤロツクの実施

実績 12件 (前年度5件)

(ニ) 収入未済額の縮減対策 (H26. 2月未現在)

・不納欠損処理

実績 57,295千円 (前年度46,322千円)

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 48,052,136円

過年度分 104,943,636円

合 計 152,995,772円

・H23年度収入未済額

現年度分 45,725,271円

過年度分 113,608,637円

合 計 159,333,908円

ロ 措置の内容

(イ) 「県税滞納額縮減対策3か年計画」の初年度として、11月から12月までに設置した「宮城一斉滞納整理強化月間」をはじめとして、滞納額縮減対策に取り組んだ。

(ロ) 個人県民税については、強化月間中において、登米市との共同催告書の発送や捜索等を実施した。また、一般税については、住民税等の財産調査を実施し、換価が容易な預貯金を中心とした差押えや、資力のない滞納者への処分停止を行うなど適切な債権管理を行った。

(8) 気仙沼県税事務所

報 告 書 公 城 回

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 現年度分 43,920,678円 過年度分 171,905,553円 合 計 215,826,231円 <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 現年度分 55,001,745円 過年度分 221,627,432円 合 計 276,629,177円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成24年度については、財産調査等を実施し、資力のある滞納者に対して預金等の債権を中心に差押えを行い、滞納額の縮減に努めたところである。</p> <p>平成25年度については、上記の方法で滞納が解消しないケースが発生した場合に備え、市町村等が実施する捜索に同行するなどし、捜索のスキルアップに努めている。</p> <p>(9) 仙南保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金、過誤払返納金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護扶助費返還金 ・ H24年度収入未済額 現年度分 8,158,403円 過年度分 20,818,554円 合 計 28,976,957円 <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 現年度分 11,783,097円 過年度分 10,860,558円 合 計 22,643,655円 	<p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 現年度分 3,273,548円 過年度分 16,846,079円 合 計 20,119,627円 <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 現年度分 3,692,575円 過年度分 16,369,140円 合 計 20,061,715円 <p>○母子寡婦福祉資金貸付金違約金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 現年度分 144,900円 過年度分 2,724,300円 合 計 2,869,200円 <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 現年度分 571,200円 過年度分 2,241,700円 合 計 2,812,900円 <p>○過誤払返納金(生活保護扶助費返納金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 現年度分 1,194,516円 過年度分 631,553円 合 計 1,826,069円 <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 現年度分 359,785円 過年度分 271,768円 合 計 631,553円 <p>○未熟児養育費(未熟児療養医療費自己負担金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 現年度分 29,169円 過年度分 229,685円
---	--

<p>合 計 258,854円</p> <p>・H23年度収入未済額</p> <p>現年度分 71,751円</p> <p>過年度分 160,472円</p> <p>合 計 232,223円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 生活保護扶助費返還金</p> <p>平成25年当初に債権区分の見直し及び縮減目標の設定を行い、それに向けた対応策を検討し、収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>○H24年度収入未済額 (H26.2月末現在)</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>7,574,021円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>19,523,106円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>27,097,127円</td></tr> </table> <p>○処理状況 (債権回収のための取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還が滞っている債務者や保護廃止世帯に対して、年2回督促状を送付し、返還指導を行った。 ・生活保護受給中の世帯に対しては、地区担当員が定期的に訪問し、納入を指導した。保護が廃止となった世帯については、債権管理担当者を中心に、訪問や電話により生活及び収入の状況の確認を行い、返還可能な債務者には納入指導を強化した。 ・一括返済が困難なため返還が滞っているが、分割であれば返還可能な世帯に対しては、履行延期特約申請による分割での納入を指導した。 <p>○対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入申告義務の周知徹底を図るため、年度当初の訪問時及び新規開始時に、全世帯の稼働年齢者を対象に収入申告及び返還の義務に係る説明を行い、理解した旨の確認書を徴収した。 ・定期的な訪問により、生活や就労・収入状況の確認、収入申告書の徴収を行い、収入の早期発見に努めた。 ・7月に課税調査を行い、就労収入や年金収入の未申告者に対し、返還の義務及び適切な収入申告について指導した。 <p>・「未収債権事務取扱要領」を策定することにより事務の統一化を図り、適正かつ合理的な収納管理を行うとともに、所内に「未収債権回収対策検討会議」及び「未収債権回収</p>	現年度分	7,574,021円	過年度分	19,523,106円	合 計	27,097,127円	<p>チーム」を設置し、収入未済の縮減を図ることとした。</p> <p>(ロ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止策としては、貸付申請があった場合、借受人、連帯借受人はもとより、原則、連帯保証人も含めて面接を実施し、借受人及び連帯借受人が返済できない場合は連帯保証人に返済義務が生じることの意識付けを徹底した。 ・償還期間到来前に借受人に来所を促し、面接により改めて償還について説明し意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期において重点的な償還指導を実施するなど滞納の常態化の防止に努めた。 ・修学資金貸付者に対しては、最終貸付となる卒業年度の9月に借受人及び連帯借受人との面接を実施し、次年度から開始することとなる償還についての意識付けを徹底した。 ・昨年度から実施した就学終了前の面接を継続するとともに、貸付中の借受人及び連帯借受人と面接を実施して、修学・経済状況を把握し、将来の貸付金償還について意識付けを徹底した。 <p>・H24年度収入未済額 (H26.2月末現在)</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>3,110,989円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>15,387,079円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>18,498,068円</td></tr> </table> <p>(イ) 母子寡婦福祉資金償還金違約金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度収入未済額 (H26.2月末現在) <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>74,900円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>2,655,200円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>2,730,100円</td></tr> </table> <p>(ニ) 過誤払返納金</p> <p>○処理状況 (債権回収のための取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回督促状を送付し、納入指導を行った。 ・生活保護受給中の世帯に対しては、地区担当員が定期的に訪問を行って納入指導を行った。 <p>○対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訪問して生活の状況を確認し、過払が生じないよう保護費の適正支給に努めた。 ・世帯の状況や収入に変動があり過払が生じることが予測される場合は、返納の義務が生じることを事前に説明し、過払が発生したときは、納入を指導した。 	現年度分	3,110,989円	過年度分	15,387,079円	合 計	18,498,068円	現年度分	74,900円	過年度分	2,655,200円	合 計	2,730,100円
現年度分	7,574,021円																		
過年度分	19,523,106円																		
合 計	27,097,127円																		
現年度分	3,110,989円																		
過年度分	15,387,079円																		
合 計	18,498,068円																		
現年度分	74,900円																		
過年度分	2,655,200円																		
合 計	2,730,100円																		

報 告 書 公 報 報 告 書

<p>○H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,077,116円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>450,383円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,527,499円</td> </tr> </table> <p>(※) 未熟児養育費負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の情報を整理し対応策を検討していくこととしていたことから、今年度は個人ごとに過去の督促状況等を整理するとともに、債務者全員(計8名)に対して催告書を送付した。 ・平成24年度に発生した収入未済分について重点的に督促をしていくこととしていたことから、対象者2名への家庭訪問を実施した。その結果、1名分24,620円を全額徴収することができた。しかし、1名分については既に転居していたため徴収することができなかった。 ・転居した債務者の所在地を確認するため、住民票謄本(除票を含む。)の発行を依頼することとする。 ・早期の債権回収に向けて、積極的に家庭訪問を実施していくこととしている。 ・H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在) <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>4,529円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>229,685円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>234,214円</td> </tr> </table>	現年度分	1,077,116円	過年度分	450,383円	合 計	1,527,499円	現年度分	4,529円	過年度分	229,685円	合 計	234,214円	<table border="0"> <tr> <td>過年度分</td> <td>39,889,348円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>46,952,930円</td> </tr> </table> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>2,657,653円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>20,833,770円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>23,491,423円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>3,400,743円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>18,192,339円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>21,593,082円</td> </tr> </table> <p>○未熟児養育費(未熟児養育医療費自己負担金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>309,136円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>57,162円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>366,298円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>43,042円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>124,359円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>167,401円</td> </tr> </table> <p>○過年度過払金等返還金(母子寡婦福祉資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>121,020円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>225,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>346,020円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>225,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>325,000円</td> </tr> </table> <p>○過誤払返納金(生活保護扶助費返納金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度収入未済額 	過年度分	39,889,348円	合 計	46,952,930円	現年度分	2,657,653円	過年度分	20,833,770円	合 計	23,491,423円	現年度分	3,400,743円	過年度分	18,192,339円	合 計	21,593,082円	現年度分	309,136円	過年度分	57,162円	合 計	366,298円	現年度分	43,042円	過年度分	124,359円	合 計	167,401円	現年度分	121,020円	過年度分	225,000円	合 計	346,020円	現年度分	100,000円	過年度分	225,000円	合 計	325,000円
現年度分	1,077,116円																																																				
過年度分	450,383円																																																				
合 計	1,527,499円																																																				
現年度分	4,529円																																																				
過年度分	229,685円																																																				
合 計	234,214円																																																				
過年度分	39,889,348円																																																				
合 計	46,952,930円																																																				
現年度分	2,657,653円																																																				
過年度分	20,833,770円																																																				
合 計	23,491,423円																																																				
現年度分	3,400,743円																																																				
過年度分	18,192,339円																																																				
合 計	21,593,082円																																																				
現年度分	309,136円																																																				
過年度分	57,162円																																																				
合 計	366,298円																																																				
現年度分	43,042円																																																				
過年度分	124,359円																																																				
合 計	167,401円																																																				
現年度分	121,020円																																																				
過年度分	225,000円																																																				
合 計	346,020円																																																				
現年度分	100,000円																																																				
過年度分	225,000円																																																				
合 計	325,000円																																																				
<p>(10) 仙台保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金償還金, 生活保護扶助費返還金, 未熟児養育費, 過年度過払金等返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>5,617,717円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>43,120,100円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>48,737,817円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>7,063,582円</td> </tr> </table>	現年度分	5,617,717円	過年度分	43,120,100円	合 計	48,737,817円	現年度分	7,063,582円																																													
現年度分	5,617,717円																																																				
過年度分	43,120,100円																																																				
合 計	48,737,817円																																																				
現年度分	7,063,582円																																																				

<p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 333,568円</p> <p>合 計 333,568円</p> <p>・H23年度収入未済額</p> <p>現年度分 114,700円</p> <p>過年度分 218,868円</p> <p>合 計 333,568円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>縮減に向けて、担当班に属する全ての事務系職員に対して、一部納付の推進と縮減が班全体の使命であることを意識付けた。また、事例検討会を開催し、職員・相談員の資質の向上を図った。更に、借受人等との信頼関係を構築するために、担当制のもと、借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対して償還意思の確認、督促などの働きかけを徹底した。</p> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <p>定期的に家庭訪問をして督促や納入指導を行い、収入未済の解消を図るとともに、必要に応じて履行延期の手続を指導するなど納入の促進に努めた。また、幹部職員を交えた生活保護定例班会議において、収入未済者の一覧表を配布して督促や納入状況を確認し、収入未済の解消に努めた。なお、新たな返還金が発生しないように被保護世帯の状況を適切に把握するとともに被保護者に対しては適切な収入申告について指導した。</p> <p>○未熟児養育費（未熟児療養医療費自己負担金）</p> <p>継続的に電話や訪問等による督促を行い、納入を図った。また、一部納付が可能なことや未熟児養育費が乳幼児医療費助成に該当することを説明し、負担の軽減を周知し納入の促進に努めた。</p> <p>○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）</p> <p>この返還金は母子寡婦福祉資金の修学資金2件に係る返還金である。うち1件については、電話、訪問等を繰り返し返した結果、毎月上旬に納付する約束に過ぎ着けた。もう1件については借受人に対して継続的に電話、訪問等による償還指導を行った。また、借受人には生活基礎の確立を指導しながら、一部納付制度の活用などを通して収納を図っていく。</p> <p>○過誤払返納金</p> <p>特別障害者手当等過払返還金としてH24年度末で90,760円が未納となっている。文書催告、債務者訪問を行い、納入指導を行った結果11,440円が返納された。残額についても再度債務</p>	<p>者訪問を行い、返納を促した。</p> <p>被災保護者の死亡や転出等により生活保護費に過給が発生し、返還金が生じたものである。生活保護扶助費返還金と同様に、催告や返還の指導を行い、収入未済の解消に努めた。今後も継続して返還の解消に努めていく。</p> <p>(11) 北部地方振興事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>(4) 市町村負担金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>土地改良事業費に係る受益者分担金について、不徴収部分があるもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 1,420,000円</p> <p>(ロ) 行政財産の使用許可に係る使用料において、測定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>4月1日に測定すべき電柱敷地等使用料について、10月に測定したのも。</p> <p>・件数 5件</p> <p>・測定金額 19,560円</p> <p>(ハ) 公用車に係る事務の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>自動車検査証有効期間満了日以降に車検を行ったもの。</p> <p>・台数 2台</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(4) 不適切な取扱いをした市町村負担金については、既に測定取消決議を行った。</p> <p>今後、改めて適切な測定を行うこととした。</p> <p>また、次の項目を内容とする再発防止策を講じ、平成25年度の農業農村整備事業に係る市町村負担金・受益者分担金収入測定事務から実施している。</p> <p>・チェックシートを設け、複数の職員が測定内容を確認する仕組みを整えること、及び関係資料（市町への協議書や土地改良区への通知書の写し・算定資料・事務連絡等）を添付し、決裁を得る過程での内部チェック機能を強化すること。</p>
--	---

報 告 書

<p>・事務処理に際し、法令等の解釈に疑問が生じた場合は、その都度根拠法令等に当たるともに、当該法令等を所管する部署へ照会し、適正な事務処理を徹底すること。</p> <p>(ロ) 許可担当部署と調定担当部署が異なることから、相互に連携し、次の項目を内容とする再発防止策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を行う都度、速やかに関係書類を許可担当部署から調定担当部署に回付し、調定手続を行う。 ・許可担当部署が許可案件を一覧化し、調定担当部署と共有することで、許可2年日以降の調定の遅延や脱漏を防止する。 ・許可担当部署及び調定担当部署において、複数年許可に係る許可2年日以降の調定案件について、年間業務スケジュール表に登載し、調定の遅延や脱漏を防止する。 ・上記1, 2及び3の事務についてマニュアルを作成し、許可担当部署及び調定担当部署が共通認識の下に業務を遂行する。 (イ) 公用車の車検を失効させないために、次の具体的な対策を全職員に周知し徹底を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・公用車使用計画表や自動車運転記録簿へ自動車検査証の有効期間満了日を目立つように記載し、使用者及び決裁者が確認する。 ・各車両のグッズボード等の目立つ場所に、自動車検査証の有効期間満了日を掲示し、乗車する誰もが車検時期を確認ができるようにする。 ・公用車ごとの自動車検査証の有効期間満了日や取扱責任者等を掲載した公用車管理表を事務所内に掲示するほか、安全運転管理者及び取扱責任者の業務を再確認し、車検や整備時期等の情報の共有を図る。 ・毎年3月中に翌年度の公用車点検整備計画を作成し、具体的な整備の時期については、車検満了日の1か月前までに調整を図る。 <p>(2) 北部地方振興事務所栗原地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>農業改良資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>・H24年度収入未済額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>11,480,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11,480,000円</td> </tr> </table>	・H24年度収入未済額		現年度分	0円	過年度分	11,480,000円	合 計	11,480,000円	<p>・H23年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,435,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>10,045,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11,480,000円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>農業改良資金貸付金償還金の収入未済については、電話や訪問面談等の実施により、債務者の生活状況を確認しながら、完済に向け納付指導を行っている。</p> <p>今後引き続き、債務者の生活状況を確認しながら、担保物件の強制執行も視野に入れ、任意売却による分割納付を指導する等、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 水産技術総合センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じりたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車重量税の還付金 <ul style="list-style-type: none"> 6月に国庫金送金通知があった自動車重量税の還付金について、翌年2月に受領し調定したものの。 ・件数 10件 ・調定金額 28,180円 ○行政財産の使用許可に係る光熱水費 <ul style="list-style-type: none"> 5月31日の納期限で調定すべき光熱水費について、10月4日の納期限で調定したものの。 ・件数 1件 ・調定金額 55,454円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>事業担当者のみならず収入事務担当者など複数の者が調定状況等を把握できるように、所内共有のハードディスク上の支出経理簿と同様に収入経理簿を作成し、他の収入(受託事業収入等)と合わせて、遅延しないよう管理することとした。</p> <p>また、会計職員については、全員会計事務所研修会を受講し、会計事務のスキルアップを図った。</p> <p>(4) 南三陸教育事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>歳入歳出外現金において、払出の遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じ</p>	現年度分	1,435,000円	過年度分	10,045,000円	合 計	11,480,000円
・H24年度収入未済額															
現年度分	0円														
過年度分	11,480,000円														
合 計	11,480,000円														
現年度分	1,435,000円														
過年度分	10,045,000円														
合 計	11,480,000円														

られたい。

(内容)

平成24年4月分所得税について、払出の遅延により不納付加算税を賦課されたもの。

・源泉徴収額 143,146円

・不納付加算税額 7,000円

・納付期限 平成24年5月10日

・納付年月日 平成24年5月15日

ロ 措置の内容

支給事務確認票を作成したほか、行事予定板に払出日を明記し、総務班及び出納員が複数で確認することとした。また、払出後は、領収証書を供覧することとした。

さらに、決裁可能な日をあらかじめ確認し、そのスケジュールに合わせた支出処理を行うよう、改善を図った。

(15) 角田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

毎月調定すべき平成24年度分電気料及び水道料について、平成25年10月に調定したものを、

・件数 20件

・調定金額 152,283円

ロ 措置の内容

電気、水道メーターの確認は複数の職員で行い、確認表に使用量を記入し調定をする。また、業務執行計画を作成し、調定が遅延しないように徹底する。

(16) 仙台南高等学校

イ 監査委員の報告の内容

臨時職員の雇用において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

6か月を超えて雇用した臨時職員に対して、有給休暇を付与する通知を行っていなかったもの。

・対象者 2名

・付与すべき有給休暇 10日

ロ 措置の内容

臨時職員の任用にあたっては、勤務条件等を明示することは最低限必要なことであり、関係法令、規則、通知等を熟読し内容を理解するとともに、服務担当者、任用担当者を確認を取りながら、明示する様式を整理し、臨時職員にとって不利益となることのないよう対応していく。

(17) 柴田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

臨時職員の雇用において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

6か月を超えて雇用した臨時職員に対して、有給休暇を付与する通知を行っていなかったもの。

・対象者 1名

・付与すべき有給休暇 10日

ロ 措置の内容

臨時職員の任用にあたっては、要綱、要領を熟読した上で、関係規則をしっかりと把握し、任用担当者と服務事務取扱者で確認を取りながら服務上の取扱いを慎重に行うこととした。

(18) 貞山高等学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支出金額を誤ったため、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料金の支払について、誤って請求金額より少ない額で支出手続した結果、口座引落不能となり翌月支払ったため、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額7,377円が発生した。

・件数 1件

・正規支出額 246,674円

・誤支出手続額 246,301円

・遅収加算額 7,377円

ロ 措置の内容

平成24年4月分の電気料支払において、本校校舎分及び隣接民家のテレビ電波障害防除設備

報 告 書 公 報 回 城 県

<p>分の2件の支払をすべきところ、後者分の請求書を見落として処理したことから生じたものである。</p> <p>これ以降は、請求書類等の精査を行うとともに、前月分の処理内容も併せて確認することで再発を防止している。</p> <p>(19) 気仙沼向洋高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>製造実習棟殺菌灯設置工事について、予定価格を超えた見積額で落札者を決定していたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 409,000円 (消費税を除く) ・ 見積額 420,000円 ・ 契約額 420,000円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>職員の認識不足が原因であったので、事務室内で関係条例等の再確認をして共通理解を図るとともに、見積(入札)依頼の段階で業者に対し、金額は税抜価格であることの周知を徹底することとした。</p> <p>また、決裁段階においては複数の目でチェックするよう、なお一層心掛けることとした。</p> <p>(20) 岩沼警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 384件 ・ 過徴収金額 12,820円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発</p>	<p>防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料(平成25年4月受領)を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(21) 石巻警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 291件 ・ 過徴収金額 14,120円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料(平成25年4月受領)を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(22) 気仙沼警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 70件 ・ 過徴収金額 2,700円 <p>ロ 措置の内容</p>
--	--

<p>(イ) 各種会議、研修会等への出席 事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施 平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(23) 佐沼警察署 イ 監査委員の報告の内容 逆技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容) ・件数 117件 ・過徴収金額 6,280円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席 事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施 平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(24) 加美警察署 イ 監査委員の報告の内容 逆技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p>	<p>・件数 81件 ・過徴収金額 3,200円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席 事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施 平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会告示第50号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。 平成26年4月18日</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日 (1) 警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。） (2) 実施期日 ア 新規取得講習 (ア) 第1回講習 平成26年6月4日（水）から同月13日（金）までの土・日曜日を除く8日間 (イ) 第2回講習 平成26年7月2日（水）から同月11日（金）までの土・日曜日を除く8日間 イ 追加取得講習 (ア) 第1回講習 平成26年6月9日（月）から同月12日（木）までの4日間 (イ) 第2回講習</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏</p>
---	---

報 告 書

<p>平成26年7月7日(月)から同月10日(木)までの4日間</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受付人員 第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人</p> <p>4 受講対象者 (1) 新規取得講習 受講申込日において、次のいずれかに該当する者 ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者 エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)ア～オのいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み (1) 受付専用電話</p>	<p>宮城県警察本部生活環境課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付ける。 なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 ア 第1回講習 平成26年5月1日(木)から同月9日(金)までの土・日曜日、祝日を除く5日間(5月1日から8日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで) イ 第2回講習 平成26年6月3日(火)から同月9日(月)までの土・日曜日を除く5日間(6月3日から6日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで) なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続き 事前申込みにより予約番号を所得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。 (1) 申請受付期間 ア 第1回講習 平成26年5月12日(月)から同月16日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで) イ 第2回講習 平成26年6月10日(火)から同月16日(月)までの土・日曜日を除く5日間(午前9時から午後5時まで) (2) 申込書の提出先 事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ) ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通 エ 前記4-(1)アに該当する者 オ 最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(4) 前記4-(1)イに該当する者</p>
---	--

<p>1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者</p> <p>2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記4-(1)-エに該当する者</p> <p>旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記4-(1)-オに該当する者</p> <p>旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>7 講習の委託先</p> <p>仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>8 その他</p> <p>講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全全部生活環境課 (電話番号022-221-7171 内線3184・3185)</p>	
---	--